

○主な異動事項に関する届出を下記に示します。

異動事項等	届出の書類	添付書類
設立等事項	<input type="checkbox"/> 新たに法人等が設立された場合。 <input type="checkbox"/> 他の市町村から法人等が転入した場合。 <input type="checkbox"/> 本店等が当該市町村外にある法人等が支店・営業所・出張所等を新たに設置した場合。	〔登記簿謄本の写 定款の写
事業所等の開設・廃止等事項	<input type="checkbox"/> 既に当該市町村で事業を行っている法人等が、事業所を開設・廃止した場合。	
変更事項	<input type="checkbox"/> 法人名称 商号変更した場合	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 事業年度 事業年度(決算月)を変更した場合	議事録の写(定款の写)
	<input type="checkbox"/> 資本金等の金額 資本金等を変更した場合	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 組織変更 有限会社から株式会社に変更した場合	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 代表者 代表者を変更した場合	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 本店所在地 本店等の所在地を変更した場合	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 支店所在地 支店等の所在地を変更した場合	
	<input type="checkbox"/> その他 送付先、その他事業内容を変更した場合	
解散事項	<input type="checkbox"/> 解散 法人等が解散した場合 注) 解散届が提出されても、税法上は法人等が全く消滅するわけではなく、解散の日の翌日から清算事業年度に入り、清算所得の申告等があるので注意が必要です。	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 清算結了 法人等が解散し、残余財産が確定して残余財産が分配され清算が確定した届。	登記簿謄本の写し
	<input type="checkbox"/> 合併 法人等が合併した場合の、被合併法人が消滅する場合の届と、合併により合併法人が当該市町村に新たに開設することとなった場合の届。	【被合併法人】 登記簿謄本の写 【合併法人】 〔登記簿謄本の写 定款の写 合併契約書
	<input type="checkbox"/> 休業 法人等が休業した場合	